

給 与 勧 告 の 骨 子

○ 給与勧告のポイント

ボーナスを引下げ（△0.05 月分）

月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

I 給与勧告制度の基本的考え方

（給与勧告の意義と役割）

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II ボーナスの改定等

1 民間給与の調査

約 12,000 民間事業所を対象に調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を実地によらない方法で先行実施（完了率 80.3%）
なお、月例給に関する調査は 9 月 30 日まで実施

〈ボーナス〉 昨年 8 月から本年 7 月までの直近 1 年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.46 月（公務の支給月数 4.50 月）

2 ボーナスの改定の内容と考え方

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.50 月分→4.45 月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

（一般の職員の場合の支給月数）

		6 月期	12 月期
令和 2 年度	期末手当	1.30 月（支給済み）	1.25 月（現行 1.30 月）
	勤勉手当	0.95 月（支給済み）	0.95 月（改定なし）
3 年度以降	期末手当	1.275 月	1.275 月
	勤勉手当	0.95 月	0.95 月

〔実施時期〕

法律の公布日

3 月例給

公務と民間の 4 月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定

行政職(一)…現行給与 408,868 円 平均年齢 43.2 歳〔対前年 △2,255 円、△0.2 歳〕